

令和3年度第3回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年6月10日(木)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前9時00分	閉会時間	午前10時00分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	岩 田 正	6 番	天 崎 直 幸
	2 番	浅 田 昭 弥	7 番	稲 田 洋 子
	3 番	加 藤 幸 児	8 番	吉 川 保
	4 番	絹 谷 澄 雄	9 番	奥 迫 静 子
	5 番	内 田 章 久	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	梅 林 剛	多 里	糸 田 川 啓
	山 上	青 戸 勝 美	石 見	田 邊 智 寛
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	阿毘縁	足 立 進 也	福 栄	福 田 英 夫
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	番			
議事録署名委員	7 番	稲 田 洋 子	8 番	吉 川 保
出席した職員	事務局長	松 本 道 博	主 幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号	
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第4号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

協議第2号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
7. その他	
8. 閉会	

開 会	松本事務局長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、令和3年度第3回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	<p>皆さんおはようございます。皆さんの机にお配りしていますタブレットを本日より総会に活用したいと思います。と云っても使い方も、利用方法もわかりませんので事務局の石倉君に説明してもらいます。今月2日に農業会議より3ヶ月の予定で貸与を受けました。鳥取県下で日南町農業委員会が最初に利用することとなりましたが、そのほか智頭町、琴浦町の2町も貸与される予定です。</p> <p>今後は、農地の利用状況調査や現在冊子によって報告している、農業委員、推進委員の月々の活動報告もタブレットによって報告し、全国の報告が農水省へ上がっていくこととなります。タブレット利用の効率化を図るため研修部会を中心にタブレット研修会を行っていただきたいと思います。</p> <p>次にある認定農業者より、このような話を頂きました。最近農地の集約が進んできたこの頃、農業の働き手が居なくなって規模拡大を進めても労働者不足で規模拡大の限度をつくづく感じている。この対策を話し合う機会を設けてほしいとの事でした。奇しくも、今月の町報に「おしごとバンク」検討のアンケートが入っていましたが、もう一步踏み込んだ話し合いが必要に感じます。</p> <p>もう1件、今月4日農業会議理事会の席で全国農業新聞の購読数拡大の案件で各市町村の農業委員、推進委員の購読数が判明し、日南町は農業委員1名、推進委員4名の未購読者がいることが分かり、恥ずかしい思いを致しました。是非この機会に全員購読していただきたいと思います。以上を申し上げまして、令和3年度第3回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議事録署名委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、7番、稲田農業委員、8番、吉川農業委員を指名した。
報告第1号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 幹	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてとしておりますが、先ほど梅林会長のご挨拶にもありました、タブレットについての説明を先にさせていただきたいと思います。皆様の机の上にタブレットを配布しております。裏側に鳥取県農業会議、何番と番号がついているかと思います。こちらの機械につきましては、来年度以降全国の農業委員・推進委員に1台ずつタブレットを配布し、会長の挨拶でもありました総会での活用、農地パトロールでの利用、毎月の活動報告等で、来年度全国農

	<p>業会議が貸与を行う予定のデモ機、お試し機械をこの度 3 ヶ月日南町農業委員会で借りることになったという機械です。こちらの使い方等につきましては、机の上に「厳守事項」という資料を配布しております。資料を剥ぐっていただきましたところに電源の入れ方等、書いております。中には普段から使っているという方もおられると思います。今日は電源を入れて試しに繋いでみるというところまでできればと思っております。今回のこの機械につきましては、お試し用の機械ということで、Web 会議用の Zoom というソフトしか入っておりません。先ほど説明した農地パトロールに使うソフトや活動報告のソフト等は来年度以降配布される機械に入っているそうです。今日は Web 会議ってこんななんだなというところを感じていただけたらと思っております。今日は確認のためということでそのまま置いて帰っていただけたらと思っております。8 月末まで借りるようにしておりますので、7 月の総会については 4 つくらいの会議室に分かれて Web 会議のシステムで皆さんを繋いで総会を開催してみる、各部会を開催するときに自宅と役場とを繋いでみるということができないかと思っております。</p> <p>8 月に返却する際には使い心地等のアンケート、要望等記入してほしいということです。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは早速、電源を入れるところから進めたいと思います。農業委員、推進委員の皆さんで使い慣れておられる方は周りの方のフォローをお願いします。皆さん繋がるころまでにはできたということですのでよろしいでしょうか。今日はデモ機を繋いでおります。携帯の電波で繋がるようにしておりますので動きが遅い、映りが悪いということがあるかと思いますが、今後は Wi-Fi の設定でもう少しスムーズになるかと思っておりますので、また調整をさせていただきたいと思っております。また、来月の総会、研修、部会等で使用してみたいと思っております。今日は使いませんので、電源を切っておいてください。</p>
議 長	<p>それでは報告事項に戻ります。報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局お願いします。</p>
主 幹	<p>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてです。合意解約の届出が 1 件出ておりますので報告させていただきます。</p> <p>農地の所在地が△△×××番地と×××番地の田が 2 筆、面積合計が 4708 m²、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が△△の有限会社□□□、令和 4 年 3 月 31 日までの 5 年間の契約でしたが、解約後、中間管理事業を通じて農事組合法人□□□が耕作するというので届出が出ております。こちらにつきましては、本日の議案 3 号、4 号のところでご協議していただくものになりますので、併せてご確認いただけたらと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>報告第 1 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので以上で報告事項を終わります。次に移ります。</p>
議案第 1 号	<p>議 長 議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について事務</p>

		局お願いします。
	主 幹	<p>議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定についてです。本日は 2 件の非農地証明の申請が出ておりますが関連したものになりますので、2 件併せて説明させていただきます。</p> <p>農地の所在地ですが、申請番号 1 番が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 27 m²、申請番号 2 番が△△×××番地と×××番地、田が 2 筆、面積合計が 54.61 m²、申請番号 1 番の所有者が△△市の〇〇〇さん、申請番号 2 番の所有者が△△市の〇〇〇さん、非農地の理由としましては、どちらも昭和 52 年以前にあった建物の敷地として 20 年以上前から現在まで宅地として利用している。資料を剥ぐっていただきましたところに中間図、字切図、申請者の方から提出のあった宅地の図面等付けておりますので、ご確認いただきたいと思えます。こちらの場所につきましては、今年の 3 月の総会で非農地申請のあった△△の郵便局の奥側になります。申請者の〇〇〇さんと〇〇〇さんをご兄弟ということで、宅地の部分と田の部分と分けて相続されたそうですが、石垣があり宅地と農地の境目のつもりであったが、実際確認してみたところ食い込んだような形になっているということが分かったということでこれを機に分筆しなおして綺麗な位置にしたいということです。字切図の後ろに付けております図面を見ていただけたらと思えます。青色の線の部分がかこれまでのところ、この度赤色の線で分筆をされまして、石垣の部分が宅地になるように分筆されたそうです。3 月の非農地申請の際にも現地確認を行い宅地ということも見させていただきましたし、後日改めて写真も撮りに行きましたが、石垣が積んであるところでしたので非農地として差支えないと判断しております。ご協議お願いします。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。3 月にも協議して非農地としてしたところですが、詳細になったということです。よろしいでしょうか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。今月は 1 件の申請がありますのでご協議をお願いします。農地の所在地が△△の×××番地、×××番地の田が 2 筆、面積合計が 4152 m²、譲渡人が△△市の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、売買ということです。資料を剥ぐっていただきましたところに中間図、字切図、5 月 12 日に現地確認を行った際の現地写真を付けさせていただいておりますので、ご確認よろしくをお願いします。こちらの土地につきましては昨年まで〇〇〇さんが利用権設定で借受けておられた土地です。昨年利用権設定が切れるにあたって所有者さんから購入してもらえないかという相談があり、協議をされてい</p>

		たところだそうです。この度書類等話がまとまり、申請があったものになります。10a 当たり◇◇◇円での購入予定と伺っております。以上です。
	議 長	議案第 2 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。
議案第 3 号	議 長	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主 幹	<p>議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定についてです。資料を剥ぐっていただきましたところに今月の総括表を付けさせていただいておりますので、併せてご確認をお願いします。今月は機構を通じた新規の契約が 1 件、相対の新規の契約が 1 件の合計 2 件となっております。</p> <p>申請番号 1 番、△△×××番地の他合計で 4 筆、面積合計が 4790 m²、利用権設定をする者が、△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が、鳥取県担い手育成機構、白ネギの作付で使用貸借、令和 3 年 8 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで 8 年 8 ヶ月の契約期間となっております。こちらにつきましては先ほどの報告第 1 号で合意解約があったところになります。申請番号 2 番、△△×××番地、×××番地の 2 筆、面積合計が 1139 m²、利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、そばの作付で使用貸借、令和 3 年 6 月 10 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 7 年 5 ヶ月の契約期間となります。こちらの契約期間が半端な時期になっておりますが、すでに〇〇〇さんが〇〇〇さんのほかの農地での契約もあり、その終了に合わせる形の契約とさせてほしいということでしたので、こちらの期間になります。以上 6 筆で面積合計が 5929 m²です。相対契約の耕作者の経営状況につきまして印刷を漏らしていたしましたので、本日机の上に資料を配布しております。併せてご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
	議 長	議案第 3 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第 3 号について採決に移ります。議案第 3 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
議案第 4 号	議 長	議案第 4 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 幹	議案第 4 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料剥ぐっていただきましたところに集計値を上げておりますのでご確認いただけたらと思います。今月は 1 件のみです。設定を受ける者が△△の農事組合法人口〇〇〇、土地の所在地が△△×××番地の他 4 筆、面積合計が 4790 m ² 、使

		<p>用貸借ということで、令和3年8月1日から令和12年3月31日までの8年8ヶ月の契約となっております。借受けられる農事組合法人口〇〇〇の経営状況等につきましては資料を剥ぐっていただきましたところに付けさせていただきますので、ご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
	議長	<p>議案第4号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第4号について採決に移ります。議案第4号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見のないことを確認した。</p>
	議長	<p>以上で議事を終わります。続いて協議事項に移ります。</p>
協議第1号	議長	<p>協議第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について事務局お願いします。</p>
	松本事務局長	<p>協議第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について説明をさせていただきます。農地の概要ですが、先月にも申し上げました、1年前に比べまして農地全体といたしまして、32.3ha減っているというところです。地籍調査等が進んできたと事務局では理解しております。次の総農家数、農業者数ですが5月10日前後に鳥取県のホームページに2020年の農林業センサスの数字が発表されました。その数字を用いております。農家数652戸、5年前の調査に比べまして213戸減っております。農業者数1061人、5年前の調査に比べまして145人減っております。農林業センサスの調査が2015年(平成27年)に行われておりますが、平成26年、27年頃に6つくらいの農業法人が立ち上がっており、その関係で農業者数が減っているのではないかと事務局としては思っております。</p> <p>次に資料を剥ぐっていただきまして、「担い手への農地の利用集積、集約化」の状況です。令和2年度目標及び実績につきまして、集積目標594ha、集積実績577.9haでした。担い手の定義ですけれども、最初ページの認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者といった経営者が担い手の定義ということになっております。</p> <p>次に「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。令和2年度の目標及び実績ですが、参入目標3経営体、参入実績は1経営体にとどまったということです。参入実績面積につきましても、トマト生産農家ということで、0.54haというところでした。新規に法人・集落営農等の組織ができないと集積等が伸びないということだと思います。</p> <p>次に「遊休農地に関する措置の評価」についてです。令和2年度の目標及び実績ですが、解消目標2.0ha、解消実績0ha、実際のところは6ha程度のA判定農地が解消されましたが、それ以上に違う場所でA判定の農地が増えたということでした。</p> <p>「違反転用への適正な対応」につきまして対象はございません。</p> <p>次に「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」ですが資料をご覧くださいと思います。</p> <p>最後に「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」につ</p>

	<p>いてです。昨年 8 月に日南町の 10 年後の農業ビジョンを町長に提出致しましたのでその関係のことを記載させていただきました。</p> <p>続きまして、協議第 2 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明させていただきます。「農業委員会の状況」につきましては令和 2 年度の実績となります。</p> <p>次に「担い手複農地の利用集積、集約化」ですが、令和 3 年度は新規集積面積を 20ha に設定させていただき、集積面積の合計を 598ha とさせていただきたいと思っております。</p> <p>次に「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」です。令和 3 年度の目標としましては 2 経営体、参入目標面積は 10ha です。農業法人等の設立に向けてサポートしたいと思います。</p> <p>次に「遊休農地に関する措置」についてです。令和 2 年度の実績が 14.7ha でした。こちらは解消する農地がありましてもさらに違う場所で A 判定の農地が増えるというのが現状ですが、令和 3 年度の目標は 2ha と設定したいと思います。非農地化につきましても今年度も取組んでいきたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>協議第 1 号、2 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(8 番、吉川農業委員挙手) 8 番吉川農業委員。</p>
吉川農業委員	<p>一つ確認させてください。「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」の「3 農地所有各法人からの報告への対応」のところですが、農地所有適格法人からの報告について実施状況の管内の農地所有適格法人数 19 法人で、うち報告書の提出があった法人は 16 法人、残りの 3 法人はどういうことでしょうか。</p>
松本事務局長	<p>3 法人につきましては何度か催促しております。こちらの報告につきましても各法人で会計の締め月が違いまして、会計締め後 3 ヶ月以内に提出という取り決めがございますが、その中で 3 法人になかなかご提出を頂けないということです。県の経営支援課の方からも罰則規定等もあるということで、しっかりと報告しもらうようにという指示も受けておりますので、今後さらに催促していきたいと思っております。</p>
吉川農業委員	<p>報告されなかったということはわかりますが、その数字を記入する必要はないんですか。催促を行ったという項目があるようですが。</p>
松本事務局長	<p>催促ですけれども口頭でしてございまして、正式な文書での催促ではないですので、県に確認して修正したいと思います。ありがとうございます。</p>
吉川農業委員	<p>このままですと督促等の事務を怠ったままで放置しているように思いますので、上手に表現していただけたらと思います。</p>
松本事務局長	<p>吉川農業委員の仰る通り、もう一度検討したいと思います。</p>

	議 長	<p>その他ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、私の方から、数字ですけれども、2頁目、管内の農地面積のところでは令和2年度は1510ha、次頁は1523.7ha、令和3年度の目標のところは1500haと数字が変わってきておりますが、そのあたりの説明をお願いします。</p>
	松本事務局長	<p>1頁の耕地面積の定義ですが、耕地面積及び作付け面積統計における耕地面積を記入ということで、出てくる数字でございます。1510haというのは令和元年度の数字となります。令和2年度に対する点検評価ということで、令和元年度の実績と令和2年度の実績と比較する様式になっています。遊休農地に関しましては令和元年度の耕地面積1510haに令和元年度の遊休農地13.7haを加えて令和元年度の面積を求めることになりますので、1523.7haになります。遊休農地に耕地面積を加えたものを管内の面積とするということです。そういった関係で数字が動いたように見えるということです。令和2年度の耕地面積が1500haです。</p>
	議 長	<p>そうしましたら、「遊休農地に関する措置の評価」の管内の面積は遊休農地面積の13.7haを加えてあるということでしょうか。</p>
	松本事務局長	<p>そうです。令和元年度の1510haに13.7haを加えた数字となります。</p>
	議 長	<p>担い手への農地の集積についての集積率ですけれども、国や県の目標としている数値よりかなり低い数値となっておりますが。</p>
	松本事務局長	<p>集積率は変更ができませんので、これから農業委員、推進委員の皆さんと一緒に取組んでいただけたらと思います。</p>
	議 長	<p>その他皆さんからご質問、ご意見がございますか。無いようですので、協議事項を終わります。続きましてその他に移ります。</p>
その 他	松本事務局長	<p>先ほどの協議していただきました点検・評価につきまして、指摘のあったところを確認して6月末までにホームページに上げるようにしたいと思います。</p> <p>次回総会は、令和3年7月12日（月）午後9時00分から開会予定です。よろしく願いいたします。</p> <p>続いて、皆様の机の上に「日南町農業委員会最適化の推進に関する指針（案）」という資料を配布させていただいております。1枚ものの資料が平成29年3月10日の指針でございます。できれば次回7月の総会で協議していただけたらと思っております。大まかな内容でございますが、他市町村の指針等を参考にさせていただきながら作成しております。また、日南町農業将来ビジョンの提言をいただいた内容も盛り込んでおります。</p> <p>先ほどの活動の点検・評価についてご協議いただきましたけれどもこちらは1年ごとに評価していくものになります。こちらの指針は3年ごとに見直しをしていくものです。内容的にも遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進の三本柱となっております。現状、3年後の目標、令和11年3月の目標という形で、それぞれ数値化しております。最終目標</p>

		を令和10年としておりますが、日南町農業経営基盤強化法に関する基本的構想の目標が令和10年となっているため、整合性を持たせた数字となっております。7月の総会まで1ヶ月ありますので、ご検討いただいて提案していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。
閉 会	議 長	<p>その他皆さんからありますでしょうか。推進委員さんの皆さんからもありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして、令和3年度第3回日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p> <p>この後農業者年金加入促進に向けた研修会を予定しております。よろしくお願いいたします。</p>

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和3年6月10日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員